

四條畷市健康プログラム事業運営業務委託
仕 様 書

令和7年5月

目次

1. 件名	1
2. 目的	1
3. 履行場所	1
4. 契約期間	1
(1) システム等導入作業	1
(2) システム運用・保守業務	1
(3) 事業運營業務	1
5. 業務内容	1
(1) システム等導入作業	1
ア 機能要件	1
イ 非機能要件	1
ウ システムテスト	2
エ 体組成計及び血圧計の導入	3
オ 事業周知	3
(2) システム運用・保守業務	4
(3) 事業運營業務	4
ア 特典および抽選	4
イ 問合せ対応	4
ウ アンケート調査	5
エ 事業効果分析および事業報告	5
6. 事業対象者	5
(1) 事業参加資格（予定）	5
(2) 抽選参加資格（予定）	5
【参考】（令和7年3月末時点）	5
7. 留意事項	6
(1) セキュリティ対策	6
(2) 守秘義務・個人情報	6
(3) 契約満了時の対応	6
8. 成果物	7
(1) システム等導入作業	7

(2) システム運用・保守業務.....	7
(3) 事業運営業務.....	7
(4) 成果物等の著作権.....	8
9. 完了報告.....	8
10. 委託料の支払い.....	8
11. 不適合責任.....	8
12. その他.....	8

1. 件名

四條畷市健康プログラム事業運営業務委託

2. 目的

本業務は、健康ポイントアプリケーションを用いて、本市の市民を対象に、健康に関する情報発信、イベント案内、自らの健康状態の把握が行えることで、健康無関心層を広く取り込みながら、個人の健康づくり活動や介護予防活動（以下「健康活動」という。）を促し、健康増進を図ることを目的とする。とりわけ、生活習慣病予防や介護予防のための施策を重点的に行うため、40歳以上の市民に、健康ポイントを付与し、貯めたポイントを特典と交換できる仕組みを作ることで、市民自らの健康活動を推進するとともに、特定健診及び各種検診の受診促進やフレイル予防の推進を行い、健康寿命の延伸につなげ、市民が介護保険・医療保険サービスに頼らない健康的な生活を送ることを目的とする。

3. 履行場所

四條畷市 中野本町他 地内

4. 契約期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

※システム本稼働日については、令和7年11月1日を予定しているが本市と協議のうえ決定すること。

(1) システム等導入作業

契約締結日の翌日からシステム本稼働日まで

(2) システム運用・保守業務

システム本稼働日から令和10年3月31日まで

(3) 事業運営業務

システム本稼働日から令和10年3月31日まで

5. 業務内容

本業務は、健康プログラム（以下「事業」という。）の実施に必要な本システムの導入、運用・保守および健康プログラム事業の運営業務委託である。

(1) システム等導入作業

事業参加者の健康活動をポイント化するため、スマートフォン対応の本システムを開発またはパッケージソフトのカスタマイズを行い、各事業者が運営する正規のアプリストア（Android アプリは Google 社の「Google Play」、iOS アプリは Apple 社の「App Store」）へ掲載のうえ、事業参加希望者に無償で配布すること。

ア 機能要件

本システムの機能要件は「【別紙1】機能要件一覧」のとおりとする。

イ 非機能要件

①スマートフォン(AndroidOS、iOS)に対応すること。なお、構築時においては、Android OS9以上、iOS14以上で動作すること

②管理者画面は次のOSおよびブラウザを想定し、構築すること。なお、バージョンは構築時において最新のものとする。また、本稼働後、ブラウザ等の開発元からのサポートが終了した場合は、後継バージョンを利用することを想定とする。

【想定OS】Windows11 【想定ブラウザ】Microsoft Edge、GoogleChrome

③利用者側のネットワーク環境については、インターネット環境で接続でき、スマートフォン等の端末とサーバのネットワークプロトコルは、原則HTTPSとすること。また、ネットワーク回線の品質、稼働率、帯域保証は事業対象者数等から同時接続数を想定し、全事業参加者が快適にシステムを利用できること

④管理者側のネットワーク環境については、インターネット環境で接続でき、セキュリティ強化としてIPアドレス指定によるアクセス制限、メールアドレス指定による二段階認証という2パターン以上の措置を講じること。

⑤アプリで取得したデータは、データセンターに自動的に送信され、データセンターにてデータを保有すること。または、アプリ上に保有したデータを手動にてデータセンターに送信することで、データセンターにてデータを保有すること。

⑥データバックアップは、日次及び週次バックアップとすることとし、それぞれ3世代以上を有すること。障害発生時の情報資産の退避先は本市が指定した場合を除き全て日本国内であること。

⑦スマートフォンの端末故障や機種変更に際して、データ引継ぎの配慮がされていること。

⑧サービス提供時間については、原則24時間365日利用可能とすること。ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。

⑨利用者側アカウントのライセンス数は、3,000アカウント対応すること。

⑩管理者側アカウントのライセンス数は、3アカウント以上対応すること。

⑪表示画面上の項目配置や色使い等については、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。また、キャラクター、タブ、色使い等に、本市の特徴を一部取り入れたデザインに設定できること。

⑫利用者及び管理者双方にとって、わかりやすく、操作性が高く、効率的な運用が可能であること。

⑬「JIS X8341-3 : 2016」が規定する「レベルAA」に準拠するなどアクセシビリティに配慮したデザインであること。

ウ システムテスト

① 受託者はテスト作業の管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負うこと。

② 受託者はテストの実施に際し、必要に応じて本市担当者及び関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。

③ テストスケジュールは、本市の作業負荷を抑えるよう工夫すること。

- ④ テストにおいて、導入スケジュールに大きな影響を及ぼす可能性のある問題を把握した場合は、速やかに本市担当者に報告すること。
- ⑤ テスト終了時に、実施内容及び品質評価結果をテスト報告書として作成し報告すること。
- ⑥ テスト時に使用した不要なデータ、テスト用認証情報は本稼働前には完全に削除すること。
- ⑦ テストデータは、原則として受託者において用意し、責任を持って管理すること。
- ⑧ テストに特別な環境が必要な場合は、受託者の負担と責任において準備すること。
- ⑨ 本市独自のカスタマイズがある箇所や当初セットアップの内容によって機能の動作が変化する箇所については、入念にテストを行うこと。
- ⑩ テスト環境は本番環境と同等の環境を準備することとし、本稼働後も常に使用できること。

エ 体組成計及び血圧計の導入

本システムと連動可能な体組成計及び血圧計（以下「体組成計等」という。）を次のとおり導入すること。また、本システムとの連動に必要な無線通信端末及び周辺機器、並びに無線通信端末の使用に係る費用は本委託料に含めるものとする。

なお、体組成計等及び無線通信端末の修繕費については、本委託料に含めないが、受託者の責に帰すべき場合は、この限りでない。

- ① 体組成計
 - ・数量：3台
 - ・形式：ポール式、デュアル周波数測定
 - ・測定項目：体重、体脂肪率、BMI、内臓脂肪レベル、筋肉量、基礎代謝量
- ② 血圧計
 - ・数量：3台
 - ・形式：上腕式血圧計（全自動タイプ）、コンセント式
 - ・測定方法：オシロメトリック法
 - ・付属品：専用架台
- ③ 無線通信端末
 - ・数量：3台
 - ・本システムの連動に必要なインターネット接続環境を実現できるもの。また、設置場所の変更に対応可能であること。（モバイルルーター等）
- ④ 周辺機器（延長コード等）
 - ・数量：必要台数
- ⑤ 導入場所
 - ・市が指定する市内の拠点3か所

オ 事業周知

事業周知用ポスター等を作成し、本市に提供すること。なお、次の①および②については、PDFデータを併せて納品すること。

- ① ポスター
 - ・規格：フルカラー、コート紙
 - ・寸法：A 2 版（594×420）
 - ・数量：5 0 枚以上
- ② チラシ
 - ・規格：フルカラー、コート紙
 - ・寸法：A 4 版（297×210）
 - ・数量：1 0, 0 0 0 枚以上
- ③ のぼり（スタンドポール含む）
 - ・規格：ポリエステル100%、周囲ヒートカット加工
 - ・寸法：幅600mm×高さ1,800mm
 - ・数量：5セット以上

④ W e b コンテンツ

掲載内容等については、本市と協議のうえ決定すること。

(2) システム運用・保守業務

本システムは3年間の利用を前提としており、利用において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。

本システムの保守要件は、「【別紙2】保守要件等一覧」のとおりとする。

(3) 事業運営業務

事業の運営に係る次の業務を実施する。

ア 特典および抽選

- ① 特典は、電子決済ポイントとすること。
- ② 事業参加者の特典の付与は抽選方式とすること。
- ③ 抽選は、本システムの本稼働後に毎月実施すること。なお、具体的な抽選実施日は本市と協議のうえ決定する。
- ④ 抽選は、貯めたポイントに応じて参加できることとし、抽選参加者の中から公正・公平な抽選方法にて当選者を決定すること。なお、毎月の当選者上限数は本市と協議のうえ決定する。
- ⑤ 当選者への通知は、本システム内にて行うこと。また、特典の付与において、本市職員における郵送等の作業を要しないこと。

イ 問合せ対応

システム本稼働日までに、事業に関する問合せ窓口としてコールセンターを次のとおり設置すること。なお、問合せ状況に応じて円滑に運営できる体制を整えること。

① 業務時間

月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

② 対応内容

コールセンターにおける対応事項は次のとおりとする。

- (ア) 操作・設定方法等の本システム全般に関すること
- (イ) 本事業の参加方法および退会方法に関すること
- (ウ) ポイント付与項目の案内に関すること
- (エ) 特典及び抽選に関すること
- (オ) その他本事業に関する簡易的な問合せ

ウ アンケート調査

アンケートは、本システムを通じて年1回以上実施することとし、アンケート内容については、本市と協議のうえ決定すること。

エ 事業効果分析および事業報告

アカウント発行数、ポイント付与数、抽選参加率、コールセンター問合せ件数など本システムの稼働状況及び事業効果分析の報告を毎月行うこと。また、各年度末時点における事業報告書を作成すること。

【事業効果分析必須項目】

- ① 参加者属性
男女別年代別参加者数・比率、男女別平均年齢
- ② 歩数変化
男女別月別歩数、年代別月別歩数、開始時と終了時の変化量・変化率
- ③ アンケート
男女別年代別集計

※報告書の内容は随時調整を行うが、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の実績報告等に必要となる効果の検証について、本市の求めに応じて必要な支援を行うこと。

6. 事業対象者

本事業においては、利用者の年齢と住所（市内在住、在勤、在学）を条件に、事業参加や特典の抽選参加に一定の制限をかける運用を想定している。そのため、指定した条件によりアカウント作成や特典の抽選参加を制御できる機能を有すること。また、事業開始後において条件の変更を行えること。

なお、具体的な対象者の条件は、本市と協議のうえ決定するが、以下に予定を示す。

(1) 事業参加資格（予定）

本事業に参加できる者は、本市に在住、在勤または在学している者とする。

(2) 抽選参加資格（予定）

特典の抽選に参加できる者は、事業参加資格を有する者のうち、抽選応募時において本市に在住する満40歳以上の者とする。

【参考】（令和7年3月末時点）

・年齢別、性別別の人口

年齢	男性	女性	合計
----	----	----	----

75歳以上	3,704人	5,468人	9,172人
65～74歳	2,511人	2,769人	5,280人
40～64歳	9,657人	9,602人	19,259人
20～39歳	5,630人	5,386人	11,016人
19歳以下	4,539人	4,409人	8,948人
合計	26,041人	27,634人	53,675人

・契約期間中に40歳以上となる年齢層

年齢	男性	女性	合計
39歳	287人	298人	585人
38歳	263人	251人	514人
37歳	263人	263人	526人

7. 留意事項

(1) セキュリティ対策

- ① 受託者は、本システムの構築や運用保守に際しては「四條畷市情報セキュリティポリシー」等、各関係法令等を遵守し、万全の対策を講じなければならない。

(2) 守秘義務・個人情報

- ① 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- ② 本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。
- ③ 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、「四條畷市個人情報保護法施行条例」及び本市の「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

(3) 契約満了時等の対応

- ① 契約期間満了等により新システムへ移行する際は、受託者は必要に応じて本市及び他ベンダー等との協議に誠意を持って協力すること。
- ② 将来的なシステム移行等に備え、保持するデータについては政府相互運用性フレームワーク（GIF）に準拠するなど標準的なデータモデルに沿った形にすること。
- ③ サービス開始後に利用者が入力した情報及び本市が登録した情報のうち、本市の情報管理権限を有する情報については、契約終了後全て抽出し本市に提供すること。
- ④ サービスを終了若しくはサービス利用契約終了後は、保有データの提供ののち、速

やかにシステムから消去すること。また、利用者がアカウント登録抹消の手続きを行った場合は、速やかにシステムから削除すること。

⑤利用者からの申し出により、当該利用者に関する情報を全部または一部削除できる機能を有すること。

8. 成果物

本業務の成果物は、次のとおりとする。

(1) システム等導入作業

成果品	納品期限	納品方法
プロジェクト計画書または作業行程表	契約締結日の翌日から30日以内	電子データ※ ¹
システム設計書	契約締結日の翌日から30日以内	電子データ※ ¹
テスト報告書	システム本稼働日の1カ月前	
体組成計	システム本稼働日まで	本市と受託者の協議により決定すること。
血圧計	システム本稼働日まで	本市と受託者の協議により決定すること。
無線通信端末及び周辺機器	システム本稼働日まで	本市と受託者の協議により決定すること。
PR用ポスター、チラシ	システム本稼働日の1カ月前	3頁の5(1)オに定めるとおり
PR用のぼり	システム本稼働日まで	
PR用Webコンテンツ	システム本稼働日まで	

(2) システム運用・保守業務

成果品	納品期限	納品方法
操作マニュアル	システム本稼働日の1カ月前	電子データ※ ¹ 紙媒体 1部

(3) 事業運営業務

成果品	納品期限	納品方法
アンケート結果集計	アンケート受付期間終了後から30日以内	電子データ※ ¹
事業報告書	各年度終了後60日以内	電子データ※ ¹
打合せ議事録	打合せ終了後30日以内	

【備考】

※1 電子ファイルで提出することとし、PDF 形式および Microsoft Office 2010 (Word、Excel または PowerPoint) 以降の形式とすること。

(4) 成果物等の著作権

①本業務における成果物のうち、納品された各ドキュメントにおける一切の知的財産権に関して、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める権利を含むすべての著作権は、パッケージ標準に付加されるマニュアル等の原本を除き、本市に帰属する。また、本システム稼働時に移行または蓄積されたデータも本市に帰属する。

②本システム稼働時に移行または蓄積されたデータの著作権は本市に帰属すること。

③第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

9. 完了報告

受託者は、契約期間における各年度の業務終了後、速やかに業務完了届を本市に提出し、成果品等について検査を受けること。

10. 委託料の支払い

受託者は、本市に対し契約書に定める方法により契約額を請求することができることとし、本市は請求を受けた日から30日以内に受託者に対して委託料を支払うものとする。

11. 不適合責任

① 本システム本稼働開始後1年間において、正当な理由無く、本仕様書で要求した性能水準に達していないことが判明した場合および設計ミスによる不良および不具合が判明した場合において、本市が改良を請求したときは、受託者の負担で改良すること。

② 本システムを運用する上で必要な情報の提供に努め、本市からの障害発生時の情報開示請求などの問い合わせや助言要求に対して、誠意をもって対応すること。

③ 受託者の責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合、受託者がその損害を賠償すること。

12. その他

本仕様書における疑義が生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者協議のうえ、定めるものとする。